

静岡県税事務決裁規程（昭和43年静岡県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>専門監</u> 財務事務所の<u>専門監</u>をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 専決者は、別表の専決事項欄に掲げる事項について同表の専決者欄に掲げる区分により専決するものとする。ただし、<u>徴収統括監</u>を置かない財務事務所にあつては、<u>徴収統括監</u>の専決事項は、次長の専決事項とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所長決裁事項の代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは次長が、所長及び次長がともに不在のときは主務課長がその事務を代決する。ただし、<u>徴収統括監</u>を置く事務所にあつては、徴収に関する事項については、所長が不在のときは次長が、所長及び次長がともに不在のときは<u>徴収統括監</u>が、所長、次長及び<u>徴収統括監</u>がともに不在のときは主務課長がその事務を代決する。</p> <p>2 所長、次長、<u>徴収統括監</u>及び主務課長がともに不在のときは、組織規則第15条第4項の表に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。</p> <p>(徴収統括監専決事項の代決)</p> <p>第5条の2 <u>徴収統括監</u>が不在のときは、主務</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>課長代理</u> 財務事務所の<u>課長代理</u>をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 専決者は、別表の専決事項欄に掲げる事項について同表の専決者欄に掲げる区分により専決するものとする。ただし、<u>徴収統括官</u>を置かない財務事務所にあつては、<u>徴収統括官</u>の専決事項は、次長の専決事項とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所長決裁事項の代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは次長が、所長及び次長がともに不在のときは主務課長がその事務を代決する。ただし、<u>徴収統括官</u>を置く事務所にあつては、徴収に関する事項については、所長が不在のときは次長が、所長及び次長がともに不在のときは<u>徴収統括官</u>が、所長、次長及び<u>徴収統括官</u>がともに不在のときは主務課長がその事務を代決する。</p> <p>2 所長、次長、<u>徴収統括官</u>及び主務課長がともに不在のときは、組織規則第15条第4項の表に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。</p> <p>(徴収統括官専決事項の代決)</p> <p>第5条の2 <u>徴収統括官</u>が不在のときは、主務</p>

課長がその事務を代決する。

- 2 徴収統括監及び主務課長がともに不在のときは、第4条第2項の規定を準用する。

(課長専決事項の代決)

第6条 課長が不在のときは、主務班長等 (専門監を置く課にあつては、専門監) がその事務を代決する。

課長がその事務を代決する。

- 2 徴収統括官及び主務課長がともに不在のときは、第4条第2項の規定を準用する。

(課長専決事項の代決)

第6条 課長が不在のときは、主務班長等 (課長代理を置く課にあつては、課長代理) がその事務を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中 「徴収統括監」 を 「徴収統括官」 に、 「専門監」 を 「課長代理」 に改め、同表管理関係の項中

「

125	2	自動車取得税の徴収の猶予
-----	---	--------------

」 を

「

164	2	自動車税環境性能割の徴収猶予
-----	---	----------------

」 に改め、同表直税関係の項中 「

14の2

」 を

「

14の3

」 に改める。

附 則

- この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、別表管理関係の項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。
- この訓令甲による改正後の第2条第5号、第3条第1項、第4条、第5条の2、第6条及び別表（専決者の欄に係る部分に限る。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。